

リサーチ・アドミニストレーター認定制度について 質問と回答 (20211005)

26番以降追加 (2021/10/5)

番号	質問	回答
1	各大学の評価者は、どのような方を想定されているでしょうか？	評価者は所属部署の所属長（以上）です。所属部署とは、部門、室、部局、本部、機関等のどのレベルと捉えてもよいとしています。「所属長」ではなく「所属長（以上）」としているのは、依頼先を広く考えることができるようにするためです。
2	任期付き、単年契約のURAにとって、認定URAになることが、雇用に反映してもらえるかどうか、が気になります。研修の受講および認定されることを大学に認識してもらう必要があると思いますが、どのように普及させていこうとお考えなのでしょうか？	制度全体の議論は、RA協議会だけではなく、medU-net、UNITT、多能、RU11、RUC、JST（主に研修）の参画を得て進めており、こうした団体を通じての周知を予定しています。また、制度の周知については各大学の文科省産学連携調査の窓口にも国公私立を問わず行います。さらに、文科省も大学執行部向けの会議において周知する予定とのことです。
3	事業は3年間ということですが、それを過ぎたら認定申請のチャンスがなくなりますか？	事業終了後も新設団体（質保証機関）によって制度は維持されます。
4	認定URAの講習・申請は一般からの応募は可能なのでしょうか？	研修は、Fundamentalレベルは誰でも受講可能です。CoreレベルはFundamentalを修了した方であれば誰でも受講可能です（経歴や現在の職種等は一切問いません）。一方、認定は、認定URAの申請要件にURAとしての業務経験を求めていますので、それを満たす方が申請可能です。ただし、URAとしての業務経験については、それに類似した経験を含めることとしており、企業等での経験はある程度考慮されるようになっています。
5	「質保証担保」のための制度ですが、認定制度認定後の有効期間はありますか。また、更新期間頻度はどのように想定されていますか。	認定期間は認定URA、認定専門URAともに5年間です。更新は可能ですが、更新のための具体的な方法や更新期間頻度は本事業期間中に検討します。
6	業務量が十分かなどの項目があったかと思いますが、幅広い研究支援業務を行っていないと、(例えば研究費獲得支援中心で産学連携や研究力分析等には関わっていないなど)認定は難しいのでしょうか。	業務量は、業務の種類を意味しているものではありません。業務の中心が研究費獲得支援で、3年以上の経験があれば、充分です。
7	現職のURAには経験・実績を積み、既に認定・認定専門URAのレベルの方々がおられると思います。その方もFundamentalから受講しなければならないのでしょうか？	この点については検討事項です。
8	前の質問と重複するかもしれませんが、最終的にURA人口のどの程度の人数が認定URAになることを想定されていますか？	認定URAについては、毎年100～200名くらいの方が申請されると想定して制度設計しています。有料の制度ですので、自信のある方しか申請されないとしますので、かなりの割合で認定されると想像しています。
9	今年度実施予定のFundamentalレベルとCoreレベルの研修は参加人数の上限数はあるのでしょうか？それとも要件を満たせば希望者は全員受講できるのでしょうか？	Fundamentalレベルについてはオンデマンドで実施することが決定していますので、受講料さえお支払いいただければ、どなたでも受講いただけます。Coreレベルは、受講の要件にFundamentalレベルの修了を求めていますので、Fundamentalレベルを修了し、受講料を支払った方であればどなたでも受講可能です。
10	課題解決能力とはどのようにご判断されますでしょうか。 <本学の課題> URAが実績の見せ方はうまいが、事務側のサポートがかなりないと解決していかない内容が多い。URAはアドバイザーとなってしまう、周りの負担が大きい。にもかかわらず自己PRされた場合（上長をうまく説得して）、という部分が気になります。	問題解決能力の判断は審査員の目に頼ることになります。そのために、昨年度と一昨年度、関係7団体に経験豊富で見識のある方の推薦をお願いし、1申請につき5名の審査員で試行を行いました。その結果はほぼ妥当でした。しかし、昨年度の検証役と審査員の方々からのご意見で、本格実施においては審査員に対する事前研修を実施するとともに、実際の審査においては審査員間で意見交換を行います。このようにして、ご指摘のようなことにならないよう努めます。
11	今年度から本格実施とのことですが、申込方法、受講料、受講方法、受講期間はどのようになっていますでしょうか。	Fundamentalの受講方法がオンデマンド形式であることがだけが現時点で確定しています。それ以外は今後検討予定です。
12	審査委員はどのような方がされるのでしょうか。URAの業務を十分に理解し、必要な能力・スキルを正しく評価できるのでしょうか。	昨年度と一昨年度、関係7団体に経験豊富で見識のある方の推薦をお願いし、試行を行いました。その結果はほぼ妥当でした。今年度からは、審査員に対する事前研修を実施するとともに、実際の審査において審査員間で意見交換を行います。こうすることによって、適正な評価が実現できると考えています。
13	認定制度の普及について、さきほどの質問に関連しますが、評価を受けるURAのような方々を中心にではなく大学の執行部等にターゲットを絞って普及活動するような具体的な計画がある方がよいと思いましたが、いかがでしょうか。	文科省が大学執行部向け会議等で周知する予定です。

14	専門認定URAを認定するのはどういった方々になるのでしょうか？	各専門業務区分で十分な経験を有する有識者です。関係7団体に推薦をお願いします。
15	1：なぜ進行が今までの予定より遅れたのか？2：RU事業が2022年度で終了し、今後URAが任用されない恐れがあります。認定専門URAは間に合わないのではないか。（もし解任の場合は、2022年の秋頃には翌年の就業先を決める必要があるだろう）	関係団体の合意を得ながら進めていること、研修内容を決めたと、ゼロから教材を作成していることなどがあり、また審査方法の設計・試行・検証をするなど、それなりの時間を要します。ご理解をお願いできますと幸いです。
16	この制度は7団体が実施する制度お聞きしましたが、その団体に属さない研究機関の者にとってもURAの国の資格として考えてよいですか？	検討しているのが7団体ということだけであり、研修の受講や認定への申請の条件とは一切関係ありません。また、この認定制度は国の資格ではありません。
17	聞き逃してしまっていたら、すみません。セッションS-2で下岡室長がadvancedの研修内容や認定専門URAの認定にあたっては、大学執行部との合意形成が重要ではないかという話があったかと思いますが、それらの調整は、文科省が行われるのか、あるいはRU11やRUCなどのフレームワークが使われるのでしょうか。	Advancedレベル、認定専門URAの区分設定の検討には、すでに執行部を含めた多くの人への調査並びに状況調査結果を用いてきました。
18	認定URA取得にチャレンジしたいのですが、応募資格と応募方法は、いつ頃に公開されますか？（すでに公開されていますか？）	応募資格は令和2年度の報告書（文科省のURA整備事業のページに掲載）に記載されており、大きく変わることはないと思います。応募方法は未定ですが、年末年始あたりには公開できるよう調整します。
19	各研修の受講料はどの程度を想定されておりますでしょうか。	今後の検討課題です。ただし、検討のベースになるのはR2年度の試行におけるアンケート結果になると考えています。
20	事務職員が申請する場合、外部資金等に関する事務業務（科研費、URAの支援事務）といった内容でも、上長が評価者になってくれれば応募可能、と考えて良いでしょうか。	申請可能です。なお、認定URAについてはR2年度試行を踏まえ、評価書、推薦書は廃止され、申請者自身が作成する書類だけとなっています。
21	東京大学などは大学独自のURA認定があるかと思いますが、そちらとの関係はどうなっているのでしょうか。まったく独立なものだと考えて良いのでしょうか。	認定は全く独立なものです。研修についても全く独立です。ただし、medU-net、UNITT、多能工、JST、各大学が実施している研修の読替については検討をしなければならないという認識でいます。具体的な検討はこれから進めます。
22	試行受講者の経験から、どのような立場の方であってもファンダメンタルから受講されることが有益と考えます。確認テストを受験して理解不十分なものを復習するという点であってもさらうことに意味があると思います。	有益なコメントありがとうございます。
23	認定に際し、かかる費用はどれくらいを想定しているのですか？また、この費用は誰が支払うことを想定しているのでしょうか？	費用については今後の検討課題です。誰が費用を支払うかについては、検討対象外です。ご自身とご自身の機関で検討されることと認識しています。
24	説明の中にあつたスター級のURAにあたる方はある程度具体的なめぼし（内定？）はあるのでしょうか。先のセッションでゴール（目標）が必要という議論があつたので質問してみたかった次第です。	認定専門URA（研修ではAdvancedレベル）のレベルの検討において具体的な名前が出ていますが、それを公開することはありません。
25	認定URAという大きな枠でなく、認定URA（プレアワード）、認定URA（ポストアワード）のように分ける可能性は今後ありますか？	認定URAについては、URAとして普通に備えるべき知識と経験を有しているかどうかという基準適合性に基づき認定をすることになっていますので、業務の種類によって細分化されることはないと考えています。
26	認定URAに認定されたときに、年会費のようなものはあるのでしょうか？認定URAとしての委員・活動等はあるのでしょうか？	本制度では認定後の年会費というものは考えていません。また、認定URAとしての委員・活動等も現時点では想定していません。現状は、制度の構築が最大の目標のため、認定後の活動についての検討まで及んでいないためです。ただ、将来的に認定を取得された方に後進の審査にご協力をお願いすることは可能性としてあり得るとお考えください。
27	今受講料について話題に出しましたが、どのくらいの大学で、公費負担してもらえらる想定でしょうか。自己負担の方が相当数出てくるのではとの懸念はこれまで議論が出ましたでしょうか？	受講料等の負担については、事業の検討対象外です。受講料等の負担を誰がするかについては、各機関でご判断されることと認識しております。
28	（要望）文科省以外の研究機関でRA業務をしていますが、情報が届きにくいので、広く情報発信をしてほしいと思います。	制度の周知方法については今後の検討課題と認識しております。逆に、どういう形で周知すれば、情報が皆様のところに届くのか、是非お知恵をお借りできればと思います。ura_cert@adm.kanazawa-u.ac.jpまでお知らせ下さい。
29	3年間の経験が必須とのことですが、これを短縮して申請可能とするようなシステムなどは検討はされていないでしょうか？	大学以外でURA関連業務に従事された経験をお持ちの方については、その経験を考慮することとしており、その経験の算入方法については審査要項で明示しています。

30	将来的にこの認定制度と、例えばURAのような研究マネジメント大学院課程とが連携すると良いと思いました。例えば、RA協議会が認定機関として、ある一定以上のカリキュラムや業務経験の専門職や研究マネジメントと大学院課程を認定する。このようなことは将来的に、考えているでしょうか？前のセッションのURAの高度専門職の活躍にも通じますが、そのような大学院課程を認定すると、高度専門職のキャリアパスや大学職員の質向上と大学のパフォーマンス向上にプラスに働くと思いました。	ご意見ありがとうございます。将来的にご提案いただいたような大学院課程との連携について検討される可能性はありますが、現時点では未定です。なお、本認定制度において、認定機関はRA協議会ではなく、新たに立ち上げる「質保証機関」となりますので、ご注意願います。
31	中小規模の大学にとっては、認定URAを直接雇用するよりも、業務発生ベースで専門認定URAやスーパースターにコンサル（委託）をお願いした方が、大学にとって費用対効果がありそうですが、そういった枠組みは構築されるのでしょうか？	個別の大学でご判断されることであり、本事業での検討対象外です。
32	制度中にヒエラルキーが必要というお話は理解できるのですが、敢えて「スター」を認定する必要性がよく分かりません。	スタークラスは認定するものではなく、レベル感の意識合わせのために便宜上用いているレベルです。検討の過程においても認定専門URAのレベル感が人によって大きく異なっており、かなりレベルの高いものをイメージされている方が多いように見受けられたため、スタークラスという概念を導入することで認定専門URAのレベル感を揃えやすくしようという狙いで取り入れたものです。
33	「JST事業などで認定URAの雇用を必須とするよう働きかけている」とのことですが、「初心者は受託事業でURAを担当する・させるべきではない」とのお考えでしょうか。	「認定URAの雇用を必須とする」とは、認定URAだけを雇用するという意味ではなく、「認定URAを（たとえば、少なくとも1名）雇用することが必要」という趣旨です。初心者に受託事業でURAを担当する・させるべきではない、ということは各機関でご判断されることと認識しております。
34	「国の資格ではない」とこと、「JST事業などで認定URAの雇用を必須とする」ことは矛盾しませんか？	国が認定を出すわけではないという意味で、「国の資格ではない」ということになります。また、JST事業等で認定URAの雇用を必須とする、ということについては、事業の質向上と認定保持者のメリットにつながるという観点でのアプローチであり、矛盾しないと考えています。
35	fundamentalの試行受講は事務職員の方も多く、SDとしても意義深いという声が多かったと思います。これについても、周知いただければと思います。	制度の周知方法については今後の検討課題と認識しております。文科省のご協力も得つつ、検討を進めます。
36	地方の中小大学のURAは、複数種の業務を行うことが通常だと思います。専門認定URAは、そういったURAでも認定されるレベルで想定されるのでしょうか？	中小大学のURAの業務が多岐にわたることについては承知しております。一方で、多岐にわたる業務とはいえ、主に従事する業務（中核的業務）があると考えており、その業務について認定をする、という考え方で制度設計を進めています。また、認定専門URAについては複数の区分で認定を受けることも可能ですので、そういう意味で、多くの業務を担当し優れた実績をあげている方を適切に認定できる仕組みであると考えています。